

財務省第11入札等監視委員会
令和3年度 第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和3年9月22日(水) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	<p>契約件名：南国税務署仮庁舎設置及び耐震補強工事 契約相手方：株式会社トラスト建設(法人番号9490001002509) 契約金額：25,740,000円 契約締結日：令和3年5月17日 担当部局：高松国税局</p> <p>契約件名：令和3年度仲多度郡まんのう町中通所在国有建物解体撤去工事 契約相手方：株式会社木田工業(法人番号8470001009424) 契約金額：3,080,000円 契約締結日：令和3年6月30日 担当部局：四国財務局</p>
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	1件	<p>契約件名：不動産鑑定評価委託契約 契約相手方：豊島不動産鑑定株式会社(法人番号8500001013620) 契約金額：550,000円 契約締結日：令和3年6月15日 担当部局：四国財務局</p>
随意契約(物品役務等)	1件	<p>契約件名：令和3年度胸部エックス線(デジタル)撮影等業務委託 契約相手方：医療法人岡山クリニック(法人番号6260005010178) 契約金額：1,149,500円 契約締結日：令和3年5月20日 担当部局：高松国税局</p>
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「南国税務署仮庁舎設置及び耐震補強工事」 契約相手方：株式会社トラス建設 契約金額：25,740,000円 契約締結日：令和3年5月17日 担当部局：高松国税局</p> <p>一時的な使用で改修工事や耐震工事まで行う必要はあるのか。使用期間に見合う費用か。 民間のオフィスを借りる等の検討はしたか。</p> <p>南国税務署本庁舎は大規模改修工事の終了後、何年使用することを想定しているのか。</p> <p>低入札調査の結果はどうだったか。</p> <p>【案件2】 「令和3年度仲多度郡まんのう町中通所在国有建物解体撤去工事」 契約相手方：株式会社木田工業 契約金額：3,080,000円 契約締結日：令和3年6月30日 担当部局：四国財務局</p>	<p>本庁舎の大規模改修工事を実施することとなり、いわゆる「居ながら改修」ができないため、賃貸できる物件を検討した。</p> <p>賃貸するに当たって、四国財務局の方や地方公共団体の方にもご協力をいただき、国や地方公共団体の未使用物件や民間物件も含めて検討を行った。</p> <p>なお、検討の際には</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 納税者や職員が安心・安全に来署や業務ができる場所で、かつ南国税務署管内であること ② 税務業務を実施するに見合う敷地面積・建て床面積・立地条件であり、公共交通機関の利用が可能なこと ③ 確定申告期の来場者に対応できる申告会場や駐車場が確保されること ④ 納税者情報やマイナンバーを取り扱うに十分なセキュリティ・耐火書庫等を設置できること ⑤ 費用面で極力費用がかからないようにすることを総合的に判断し、南国税務署の仮庁舎を旧南国警察署跡に設置する判断に至った。 <p>決まりはない。 大規模改修の計画として、50年という目標はある。</p> <p>落札業者の他の実績からしても著しく低い価格ではなかった。協力会社との関係が長いこと等も、入札価格を抑えることに繋がったと考える。</p>

落札率が低い理由をどう考えているのか。

工事請負契約書7.に記載されている施設名称は、解体工事で発生した廃棄物の処分先になるのか。また、請負業者が適正に廃棄処分を行ったのか確認しているのか。

取壊した後の土地はどうするのか。

国庫帰属により引受けたもので、解体工事を要するものが他にもたくさんあるのか。

不動産の国庫帰属は、更地にしなければ簡単には引受けてもらえなかったと記憶している。最近では、引受けしてもらえることが多くなったと聞いたが、実情として変わってきているのか。

今後、倒壊の恐れがある建物の国庫帰属が増加した場合、いずれも国が解体撤去費用を負担しなければならないことになるのか。

落札した木田工業は、解体工事をメインに行っている会社であり、解体工事から産業廃棄物収集、分別運搬まで自社で一括して行っているほか、解体工事用の重機や運搬車両も自社で保有しているため、他社と比べて低廉な価格で入札ができたものと考えている。

解体工事で発生した廃棄物の処分先である。
廃棄物の処分先については、契約書に施設の名称を記載したうえで契約を行っている。また、適正に廃棄処分が行われたことを廃棄物マニフェストにより確認している。

取り壊した後は、隣地との境界確認や、地方公共団体等への取得要望の照会など売却に必要な手続きを行ったうえで、一般競争入札を行うことになる。

現在のところ四国管内においては、国庫帰属により引受けた財産のなかで解体工事を要するものはない。

国庫帰属不動産の引受けについては、基本的な取扱いは従前から変わっていない。

相続財産管理人との事前協議の内容や現地調査結果を踏まえて、境界確定や測量のほか、老朽化等により使用に堪えない建物の解体撤去など国有財産として管理処分していくのに必要な措置を従前から相続財産管理人にお願いしているところである。

また、本件のように相続財産管理人において、費用支出が困難である等やむを得ない事情がある場合は、従前から現状有姿で引受けている。

国庫帰属不動産の管理費用が国民負担となることを踏まえ、当局は、相続財産管理人に対して、管理及び処分を行うために必要な協力を依頼しているが、本件のように相続財産管理人において任意売却することができず、また、残余財産に解体撤去費用を賄える預貯金等が存在しない場合は、現状有姿で引受けざるを得ない。国庫帰属により取壊しを要する危険建物が国有財産となった場合は、国が解体撤去費用を負担することになる。

【案件3】

「令和3年度胸部エックス線(デジタル)撮影等業務委託」

契約相手方：医療法人岡山クリニック

契約金額：1,149,500円

契約締結日：令和3年5月20日

担当部局：高松国税局

なぜ採用前でエックス線検査が必要なのか。法的に求められているのか。

他の省庁の採用試験にもあるのか。

随意契約を行った医療法人岡山クリニックはなぜ入札に参加しなかったのか。

以前に随意契約を締結した時は、参加資格の有無は関係なかったのか。

職員の健康診断で既に委託している者に、合わせて依頼できなかったのか。

【案件4】

「不動産鑑定評価委託契約」

契約相手方：豊島不動産鑑定株式会社

契約金額：550,000円

契約締結日：令和3年6月15日

担当部局：四国財務局

落札率が低いということであるが、予定価格の算定基準は地域によって異なるのか。

本案件は、本鑑定か、簡易鑑定か。

人事院・国税庁の受験要領に基づいて実施している。他の省庁でも一部、実施している。

過去に随意契約を締結していたため、予定価格の算定の段階で見積りは依頼した。しかし入札前の段階で、四国地域の競争参加資格を有していなかったことが判明し、応募できなかった。

従前から、予定価格以下の見積りであれば、参加資格の有無は関係ない。

予定価格の算定の折、見積りはお願いしているが、検査期間が短く、しかも検査の2～3日後に検査結果を提出するのは難しいことから、応募はなかった。

地域性は考慮されておらず、全国統一の基準となっている。しかし、予定価格は、評価対象財産の財産価値に応じて算定しており、例えば、同じ地籍の財産であっても、都市部と地方では一般的に都市部の方が地価が高く、財産価値も高くなるため、結果的に予定価格も高くなる傾向にある。

財務局が国有財産を一般競争入札等で売却する場合の評定価格は、原則、不動産鑑定評価基準に則った本鑑定による必要があり、本案件についても本鑑定である。